

## 平成30年度 第1回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成30年8月30日（木）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

### ○司会

お待たせいたしました。只今より、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしておりました、会議次第、委員名簿、関係課室出席者名簿、席次表、資料の1から3のほか、本日机上には、参考資料といたしまして「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の冊子及びリーフレット、「子どもを犯罪の被害から守る条例」のリーフレット、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の冊子及びリーフレットをご用意しております。

また、資料3でございますが、一部修正がありましたので、本日、改めて机上に配布しておりますものを使用いただければと思います。最後に、「WIT2018宮城」、10月の23日、24日に仙台国際センターで開催されますフォーラムにつきましてご案内させていただきますので、御覧になっていただければと思います。

以上、全てお手元にお揃いでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の後藤よりあいさつを申し上げます。

### ○環境生活部長

みなさんおはようございます。本日はお忙しい中、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、各分野で、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの実現に向けて、様々なお立場から取り組んでおられますことに改めて感謝申し上げます。

さて、昨今の犯罪情勢ですが、刑法犯認知件数は着実に減少しているものの、児童虐待や配偶者からの暴力事案、子どもや女性を狙った性犯罪や、その前兆とみられる不審な声かけ事案が多数発生するなど、予断を許さない状況が続いております。

本日は、このような犯罪情勢について御説明申し上げるほか、昨年、委員の皆様にご意見を頂戴し、今年1月に改定いたしました犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針や、第3期犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の平成29年度の取組状況を御報告申し上げます。ぜひ、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。

最後になりましたが、今回は、現任期委員による最後の会議となります。皆様におかれましては、平成28年度から2年間の任期中、基本計画の策定や、防犯指針の改定など、

貴重な時間をいただきまして様々御審議賜り、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○司会

本日は、18名の委員中、16名の方に御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとめ次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

次に、本委員会の役割について御説明させていただきます。

本委員会は犯罪のない安全・安心まちづくり条例により設置されており、安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定と基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対し意見・提言を行うことが、その役割となっております。

基本計画の策定につきましては、既に平成29年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする計画を策定済みでございますので、本日の委員会におきましては、各委員の皆様から県の事業の実施状況等に対する御意見や御提言をいただきたいと考えております。

続きまして、本日御出席の委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。なお、今回新たに委員に御就任いただいた鈴木亘委員には、その場で一言御挨拶をお願いいたします。

それではご紹介いたします。

本委員会の会長の大淵 憲一委員でございます

副会長の西條 由紀子委員でございます。

齋藤 浩美委員でございます。

佐々木 昌英委員でございます。

佐藤 善子委員でございます。

ザンペイソフ・バキトグル委員でございます。

庄子 直委員でございます。

菅原 理意子委員でございます。

鈴木 亘委員でございます。

#### ○鈴木亘委員

はじめまして、鈴木亘と申します。PTA 联合会の方から参りました。今は常任理事として、広報をメインに活動しております。任期期間の途中からですが、前任からの引継ぎですので、微力ではありますが、力になればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

竹田 英子委員でございます。

千葉 邦子委員でございます。

千葉 順子委員でございます。

沼田 和之委員でございます。

藤澤 美子委員でございます。

本郷 昌孝委員でございます。

八幡 悦子委員でございます。

なお、今村 敏男委員、佐々木 央志委員は欠席との御連絡をいただいております。

なお、本日出席している県関係職員につきましては、お配りしております資料に記載のとおりでございます。

それでは、ここからの議事につきましては、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、会長に議長をお願いしたいと存じます。

大淵会長、よろしくお願いいたします。

○大淵憲一会長

議長を務めさせていただきます大淵です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

まず、次第3（1）の「本県における犯罪情勢」について事務局から説明願います。

○事務局

事務局の菅原でございます。私の方からは、「本県における犯罪情勢」について御説明いたします。座って御説明させていただきたいと思っております。それでは、資料1を御覧下さい。

資料の1ページですが、こちらには、刑法犯の認知件数の推移をまとめております。

県内の刑法犯認知件数は平成13年の約49,900件をピークとして、平成14年から年々減少しております。平成29年は14,929件と、昭和21年以降の統計で最小の数値となっております。

なお、これまでの平成の最小は平成28年の16,466件で、昭和の最小は昭和22年の15,200件、次いで昭和49年の15,549件となります。

認知件数をさらに被害者の属性ごとに見てみますと、平成29年は全国及び宮城県とも、女性被害者、20歳未満の未成年者の被害者、65歳以上の高齢者の被害者は全て平成28年よりも減少しております。

次に減少率で比較しますと、女性被害者の減少率は全国では6.9%、宮城県では9.4%となっており、若干ではありますが、宮城県の減少率が高くなっております。

また、未成年者の被害者の減少率は全国では11.1%、宮城県では19.5%となってお

り、女性被害者と同様、全国よりも宮城県の減少率の方が高くなっております。

高齢者の被害者の減少率は全国では3.6%、宮城県では3.2%となっており、概ね全国と変わらない動きを見せています。

次に、2ページを御覧ください。

こちらには、犯罪被害者の年齢層割合の推移をまとめております。

上のグラフが宮城県、下のグラフが全国の状況となります。

過去10年の宮城県の犯罪被害者の年齢層割合のグラフを見てみますと、若干の変動はあるものの、基本的には高齢者の割合が増え続けており、20歳未満の割合が減っていることがわかります。

平成19年には高齢者の被害者の割合が全体の8.3%でしたが、平成29年には14.2%まで増加しております。

それに対して、20歳未満の被害者の割合が平成19年には全体の24.6%でしたが、平成19年には17.5%まで減少しております。

下の全国のグラフを御覧いただければお分かりになりますが、全国でも宮城県と変わらない動きを見せています。

なお、参考までに申し上げますと、本資料にはございませんが、平成27年国勢調査の結果によりますと、全人口に対する20歳未満の割合は、全国で17.2%、宮城県で17.1%とほぼ変わりはありません。

次に3ページを御覧ください。

こちらには、犯罪被害者の男女比の推移をまとめております。

宮城県と全国平均とで大きな違いはなく、概ね被害者の65%程度が男性の被害者、35%程度が女性の被害者となっております。

こちらも、参考までに申し上げますと、本資料にはございませんが、平成27年国勢調査の結果によりますと、全人口に対する女性の割合は、全国で51.3%、宮城県で51.1%とほぼ変わりはありません。

次に、4ページを御覧ください。

こちらには、サイバー犯罪の検挙件数の推移をまとめております。

上のグラフが宮城県、下のグラフが全国となります。

一番上の不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪には、他人のIDやパスワードを利用することなどにより、コンピュータに不正にアクセスするような行為が該当します。

2番目のコンピュータ・電磁的記録対象犯罪には、コンピューターに不正な指令を与えて、他人の口座から自分の口座に預金を移す行為などが該当します。

一番下のネットワーク利用犯罪は、インターネットなどを利用した詐欺や児童買春、児童ポルノの頒布などの犯罪を合計した数です。

宮城県、全国ともに、不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪とコンピュータ・電磁的記

録対象犯罪については、年によってバラツキがありますが、最も多いネットワーク利用犯罪の検挙は、増加を続けています。

平成29年の宮城県の先ほど説明した3つの犯罪を合計したサイバー犯罪検挙数は248件であり、これまでで最も多い件数となっております。

資料に記載はございませんが、248件の内、最も多いものが著作権法違反となり、61件、前年比プラス26件となり最多で、全体の24.6%を占めております。

これは、ファイル共有ソフトなどを使用して、ゲームやビデオ映像などを誰でも閲覧できるようにした事案となります。

また、平成29年の全国のサイバー犯罪検挙数は9,014件であり、こちらも宮城県同様、これまでで最も多い件数となっております。

次に、5ページを御覧ください。

こちらには、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して被害に遭った児童の数についてまとめてありますが、ここでいう児童とは18歳未満を指します。

出会い系サイトとは、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」、通称「出会い系サイト規制法」で定義されており、かいつまんで言いますと、面識のない異性との交際を希望する者同士が、互いの情報を閲覧し、電子メール等で連絡が取れる状態にあるサイトとなります。

一方コミュニティサイトは、趣味や興味などの同じ人同士が集まるインターネット上のウェブサイトのことで、必ずしも、異性との交際を目的としたサイトではありません。

本統計は、出会い系サイトとコミュニティサイトの合算した数値となっております。年によってバラツキがありますが、県内では、平成27年から平成28年にかけては被害児童が増加しましたが、平成29年の被害児童は48人であり、前年比で7人被害児童が減少しております。

被害児童の内訳は性別で分けると女子児童44人、男子児童4人であり、学校別に分けると小学生が2人、中学生が16人、高校生が30人となります。

全国で見れば、平成29年の被害児童数は1,842人であり、前年比で64人増加しており、過去最悪の数値となっております。

次に、6ページを御覧ください。

こちらには、特殊詐欺の認知件数と被害金額をまとめております。

平成29年の宮城県の認知件数は342件であり、被害金額は45,100万円となります。

平成29年の全国の認知件数は18,212件であり、被害金額は3,947,487万円となります。

宮城県、全国ともに前年よりも被害認知件数は増加しておりますが、被害金額は減少し

ております。

この理由は、「有料動画サイト閲覧料金未納」というメールなどに騙される架空請求詐欺被害が増加しているからです。

平成29年の架空請求詐欺被害は168件であり、前年比で45件も増加しております。

この種の手口は、送金手段として、被害者にコンビニエンスストアなどでプリペイド式の電子マネーカードなどを購入させ、そのカード番号などを送らせるという手段がとられております。

時に1件で1,000万円以上の被害が発生することもあるオレオレ詐欺などと比較しますと、電子マネーカードを利用した架空請求詐欺は、電子マネーカードの最高額が1枚5万円程度なので、1件あたりの被害額は少なくなります。

よって、特殊詐欺全体の被害件数は増加しているものの、被害金額は減少しているということが起こるのです。

なお、特殊詐欺については、平成30年上半期の統計が公表されていることから、資料にも掲載しております。点線部分が単純に上半期分を倍にした数字になります。

月による発生件数のバラツキや今後の取り組みもございますので、単純な比較はできませんが、この結果を見ますと、宮城県、全国ともに、被害件数、被害額ともに減少しているという傾向が見て取れます。

これは、警察や行政機関による注意喚起の徹底や電子マネーカードが購入できるコンビニエンスストアやドラッグストアにおける、店員による声かけなどの水際対策の実施などが効を奏しているためであると思われますので、今後とも関係機関と連携を図り、1件でも特殊詐欺被害を減らしていければと考えております。

最後となりますが、7ページを御覧下さい。

こちらには、県が策定した「子どもを犯罪の被害から守る条例」の施行状況についてまとめております。

昨年11月14日に開催された安全・安心まちづくり委員会におきまして、「子どもを犯罪の被害から守る条例」については詳しく説明させていただきましたので、御時間の都合もありますことから、ここでは概要については割愛させていただき、平成28年1月1日に条例が施行されてからの状況に絞って説明させていただきます。

5の施行後の状況を御覧下さい。

平成28年中の認知件数は282件、平成29年は320件となります。

平成30年は1月から7月末までの件数となりますが、139件となり、このままのペースで行けば、前年の認知件数を下回る見込みとなります。

条例施行後の検挙は1件であり、平成29年中に被疑者の男性が、正当な理由がないのに、岩沼市内のマンション共用部分において、2回にわたり、女子小学生の手をつかんだことにより検挙されております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

○大渕憲一会長

犯罪情勢について御説明いただきましたが、これについて、御質問等はありませんか。

○大渕憲一会長

それでは委員の方から御質問が出る前に私の方から少しよろしいでしょうか。

サイバー犯罪は最近増えているようですが、その中で特に多いものとして著作権法違反が挙げられていましたが、どういう人が違反行為を行うかについて情報はございますか。つまり、親として気をつけなければいけない行為なのかということ伺いたかったのですが。

○事務局

未成年者につきましては、違法性を理解しないまま、動画やゲームを不特定多数の方が見られるようにしたりとか、たとえ対価を受け取ってなかったとしても、そのようなことをしている少年たちもいますので、そういった少年たちの対策として、県や県警では、インターネットの適正利用、ファイル共有ソフトを使ったり、違法にアップロードしたりすることは犯罪になるということを各種リーフレットやインターネット適正利用教室などで指導しているところであります。

○大渕憲一会長

たぶんこういう技術は若い人の方が我々よりも新しい物を身につけて犯罪という意識なく関わることが多いと思ってお尋ねしました。

○菅原理意子委員

刑法犯の種別について、たぶん窃盗とかが多いと思うのですが、性犯罪関係については、増えているのか減っているのか、ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○大渕憲一会長

最初の方で、女性の被害者数が出ておりましたが、性犯罪だけではないのでしょうか。

○事務局

全ての刑法犯です。傷害や窃盗など、全ての犯刑法犯が含まれております

性犯罪の状況については、当時は強姦、今は強制性交等と罪名が変わりましたが、平成28年の強姦の発生件数が20件、強制わいせつの発生件数が116件、平成29年は強姦が14件、強制わいせつは133件となっております。参考までに10年前、平成20年の件数で言いますと、強姦が24件、強制わいせつが182件となっております。全体の件数で言い

ますと、著しく下がってきているということもないのですが上がっていることもなく、強制わいせつ等につきましても、年によってバラツキがあります。というのも、例えば一人の被疑者が捕まった場合に何件もの余罪があることから、それによって認知件数が増えるという傾向がございます。

#### ○西條由紀子委員

7ページの子どもを犯罪の被害から守る条例の施行状況の中で、施行後の状況が出ていますけれど、検挙は1件ということですが、この条例違反の中身を分かる範囲で教えていただければと思います。もう一つ、条例違反をしたときに、どのような処置がされるのかと2つ教えてください。

#### ○事務局

1点目の子ども条例の違反というのが1号から4号までありまして、1号が子どもを誘い込む行為、2号が義務なき行為を要求する行為、例えば、しつこく住所、名前を教えてくれとかそういうことになります。3号が言いがかりをつけてすごむ、ここは俺の公園だから出ていけ、とかですね。4号が相手の腕をつかんだり、立ちふさがったりランドセルをつかんだりという行為になるのですが、統計上一番多い行為が、28年ですと4号違反でありまして、立ちふさがったりつきまったりというような行為が約半数近くになっております。平成29年も同じような形で、やはり一番多いのが4号違反、つかむ、たちふさがる行為でだいたい半分ぐらいが占められております。

もう一つ、警察の方でそういった条例違反を認知した場合なのですが、これは発生件数でありまして全ての被疑者が特定されているわけではありません。しかし、検挙数としては1件なのですが、それ以外でも相手を特定した場合は、相手に対しての警告、そういったことをすれば犯罪になるよ、という相手に対してその後の行為を行わせないという措置をとっております。

#### ○大淵憲一会長

ありがとうございました。数字は発生件数であるということでした、相談件数とか被害届のあった件数ということですね。そして、加害者が特定できた場合、このような措置を行っているということですね。ほかに御質問はありますか。

#### ○鈴木亘委員

2つお伺いしたいと思います。まず1ページ目の刑法犯認知件数についてなんですけれども、それぞれの構成数に比較してどれくらいなのかということと、右肩下がりで推移しているのか、又は割合でいくとプラスなのかというところでお伺いします。2つ目に、5ページのところで、出会い系サイト、コミュニティサイト等に起因する事犯の被害児童数とありま



して、その出典が、警察の数字と言うことですが、具体的にどういった事案がこの数字になっているのかということをお聞きしたいと思います。相談があった件数なのか、何か別の数字なのかということで質問いたします。

○事務局

最初に出会い系サイトの質問に対してお答えしたいと思います。

こちらの件数については、実際に被害のあった件数ということになります。

中身を申し上げますと、今回48人被害があったと言うことですが、そのうち、青少年健全育成条例違反が14件、児童売春、児童ポルノ法違反が33件、その他としまして1件ということで計48件ということになっております。

もう一つの質問についてですが、人口比における件数については、手持ちに統計がございません。ただ、国勢調査との関係からいくと、全国の流れとそれほど変わらないかなと推測します。

○大淵憲一会長

私が知っている情報ですと、人口比でも発生率は確か下がってきていたと思います。もちろん人口も減ってきているのですが、それ以上に近年の発生率の低下の方が著しかったと思います。それから、2つめの鈴木委員の質問の趣旨は、たぶん、児童が48名被害者として分かったということですが、これがどんな風にして分かったのか、そういうことではなかったのかという風に私は理解したのですが。

○事務局

そういうことでありましたら、児童本人、あるいは親からの相談がありまして、警察が認知した件数ということになります。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。議事を進めさせていただきます。続きまして、次第の3(2)「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の改定について、事務局から御説明願います。

○事務局

こちらの方も菅原から説明させていただきます。

まず、説明に入る前に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の改定に当たりまして、昨年度に委員の皆様方から御意見を賜り、大変ありがとうございました。

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」につきましては、委員の皆様のおかげで改定することができ、このような冊子という形にすることができました。

この場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。

それでは、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針の改定」の説明に入らせていただきます。資料2を御覧下さい。

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」、以後は防犯指針と略させていただきますが、防犯指針については昨年度改定に当たりまして、皆様に内容を詳細に御説明させていただいておりますので、防犯指針そのものの詳細についてはここでは割愛させていただきます、主に完成した防犯指針の具体的な活用方法や県民の皆様への周知に向けた県の取組について説明させていただきます。

ただし、今回の委員会で初めて防犯指針の説明をお聞きになる委員の方もいらっしゃいますので、最初に簡単ではありますが、防犯指針の概要について説明いたします。

1の防犯指針の概要を御覧下さい。

防犯指針は、学校、道路、住宅、深夜商業施設等における犯罪を防止するため、県民の皆様や事業者等が配慮すべき事項などについて具体的に示した、防犯のマニュアルと言うべきものです。

平成19年3月に策定され、今年1月に改定されています。

主な改定内容は、2の主な改定内容で示した3点、「新たに2つの指針を追加」「防犯カメラのガイドラインを踏まえ、防犯カメラに関する記載を追加・修正」「チェック票の作成」となります。

時間に限りがございますことから、続きまして防犯指針の具体的な活用方法の説明に移らせていただきます。

資料の裏面の6の防犯指針の具体的な活用方法を御覧下さい。

ここでは、今回の改定に伴い作成した「チェック票」を使用した防犯指針の活用方法について説明いたします。

資料として防犯指針の冊子も使用いたしますので、お手元に御用意願います。

まずは、資料で「チェック票」の使用方法の流れを説明した後、実際に防犯指針の冊子末尾に添付されている「チェック票」を用いて説明いたします。

それでは資料の6を御覧下さい。

ステップ1として、最初に「チェック票」による確認を行い、危険箇所を把握します。

次にステップ2として、把握した危険箇所について、防犯指針を参考に対策を講じます。

最後にステップ3として、定期的に「チェック票」を用いて安全対策が維持されているか確認し、もし、維持されていない場合は、ステップ2に戻り、防犯指針を参考に対策を講じます。

以上が「チェック票」の使用方法の流れとなりますが、次に実際に「チェック票」を用いて、より具体的に説明いたします。

今回は新しく追加された指針である「大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針チェック票」を例として説明いたします。

防犯指針の冊子末尾に各指針ごとに「チェック票」が添付されておりますが、その6ページ目となりますので、お開き下さい。

左欄が確認項目となり、真ん中の欄が措置内容となり、右欄がチェック欄となります。

例えば大規模小売店舗等の安全対策責任者が、店舗を出入口などの確認項目ごとに措置内容のような対策がなされているか自己診断を行い、安全対策が充分ではない危険箇所を把握します。

ここでは例として、確認項目の内、上から5番目のレジカウターの安全対策が充分ではないと把握したとします。

ここまでがステップ1となります。

次に安全対策が充分ではない項目について、確認項目欄に記載されている防犯指針の該当箇所を確認して、対策を講じます。

レジカウターについては、54ページとなりますので、防犯指針の54ページに記載されているレジカウターの具体的な対策を確認します。防犯指針の54ページを御覧下さい。

このレジカウターの項目には、見通しが悪い場合の補完措置、レジカウターの乗り越え防止方策などが具体的に示されているので、これを参考として安全対策の向上を図ります。

ここまでがステップ2となります。

最後にステップ3として、全ての項目について十分に安全対策が講じられたとしても、時間の経過に伴い、安全対策が充分ではなくなることもあるので、定期的に「チェック票」を用いて安全対策が維持されているか確認するとともに、実際に防犯訓練を実施するなどして、更に防犯力の向上を図ります。

以上が防犯指針の具体的な活用方法となります。

次に資料の7防犯指針の周知に向けた取組について説明いたします。

委員の皆様からも以前の委員会で御意見をいただきましたが、防犯指針はただ新しく改定したというだけではなく、防犯指針について広く県民の方に知っていただき、実際に活用していただかなくては意味がありません。

そのために、関係機関・団体に防犯指針の冊子やリーフレットを配布するだけでなく、周知のための様々な取組を実施しております。

まずは、(2)の社会福祉施設向け不審者対応訓練の実施における防犯指針の周知について説明いたします。

今回の改定で新たに「社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」を追加しましたが、県内の社会福祉施設等の職員の方への周知のため、今年1月、仙台市泉区にある福祉型障害児入居施設である宮城県啓佑学園において、県警本部生活安全企画課及び泉警察署の協力を得て、不審者対応訓練を実施しました。

訓練の中で行政説明の時間を設け、社会福祉施設等の職員の方に対して「社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」について説明いたしました。

次に(3)の平成30年度圏域別安全教育総合推進ネットワーク会議における防犯指針の周知ですが、県内5圏域で各教育事務所が主催する子どもの安全教育推進を目的とする会議におきまして、学校関係者等に「児童等の安全の確保のための指針」について説明いたしました。

次に(4)の地域安全教室における防犯指針の周知ですが、安全・安心まちづくり活動を行っている団体が主催する防犯講習会である「地域安全教室」に県職員を講師として派遣しており、一般の方に防犯講話を行うとともに、防犯指針についても説明しております。

次に(5)の安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムにおける防犯指針の周知ですが、これは県では初開催となるフォーラムとなります。

概要を説明いたしますと、平成30年9月5日に石巻市河北総合センター、通称ビッグバンにおきまして、地域全体でより強固な防犯体制を構築することを目的として、沿岸地域の自治体で防犯活動を行っている地域住民の方、学校関係者、事業者、行政職員、警察職員等が一堂に会するものです。

このような防犯に関係する多様な主体が集まり、交流を図るフォーラムの開催は、県の主催では初めてとなり、ここでも出席者の方に対して防犯指針に関する説明を行います。

最後に(6)の大規模小売店舗等に対する防犯指針の普及及び安全対策の助言についてですが、関係団体等と連携し、実際の大型小売店舗等において、防犯指針の「チェック票」を活用し、安全対策に関する助言を行うというものです。私からの説明は以上となります。

#### ○大淵憲一会長

ありがとうございました。防犯指針についての御説明でした。これについて、委員の方から御意見・御質問等ございましたらお願いします。

#### ○菅原理意子委員

とてもいい取組だと思うのですが、このチェック表を見ますと、学校とか、施設とかに防犯カメラを基本的につけていると思うのですが、不審者が入った場合の警報装置まではつけてないような気がするのです。学校なんかで警報装置をつけて警報が鳴った場合に、すぐに警察とか会社とかに自動的に通知されるような仕組みというのはまだ考えられていないのでしょうか。

○事務局

防犯指針の13ページを御覧ください。その(イ)の「敷地内への不信者侵入防止対策」の上から3つ目の白丸に記載があるのですが、例えば「侵入監視のためのセンサーライトやセンサーブザー」の設置の検討について記載しているところがございます。実際にそういった通報装置があるかということにつきましては、各学校によって異なるとは思いますが、多くの学校においては、夜間などに機械警備ということで、異常を覚知すれば警備会社の警備員が来るということになっているということは実際にはあります。それが、全ての学校にあるかということまでは把握はしておりません。

○大淵憲一会長

ありがとうございます。機会がありましたらその辺の情報も集めておいてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。

○齋藤浩美委員

私の方からは、こちらの防犯指針を使えるようなものにしていただくということで御意見を申し上げさせていただいたところ、関係機関に対して、また、さまざまな機会を設けていただいて県民の方々へこれを周知していくという取組を始められているということで、御礼を申し上げたいと思います。さらに、リーフレットに関しましても、見やすいものにと申しあげましたところ、開くと基本的な5つの考え方がわかりやすく目に入ってくるということで、汎用性の高い、実用的なものになったと思います。

質問なのですが、この防犯指針の周知のために説明したところでは、どのような意見があるのかなど。新しい物になって見やすいとか、分かりにくい点とか。

また、こちらのチェック表を使えばどちらの関係機関でもチェックができていいと思うのですが、チェック表を別の冊子にして、繰り返し使えるよう実用的なチェック表にしているだけで今後お願いすることはできるでしょうか。

○事務局

防犯指針に関する一般の方からの反響ということなのですが、アンケートをとっているという形ではないのですが、説明が終わった後に、「こういった具体的なものがあると、こういった活動をすればいいのかわかりやすい」と御意見をいただいています。チェック表につきまして、防犯指針を全て読むのは大変であり、まずチェック表を見てもらい、チェック表でこういった活動をしなければいけないかということを確認した上で、改めて自分の施設を見返すとより安全対策の向上を図りやすいということで御好評の声をいただいています。今のところ、見にくいとかわかりにくいと言ったマイナス意見は頂戴しておりません。

もう1点、チェック表を別冊にしてということに関しましても、事務局で検討させていた

いただいた上で、より県民の方が使いやすいような改善・工夫を行っていきたいと考えております。

○庄子直委員

今後の防犯指針の普及というか、県民に対する徹底と言うことで、例えば、安全対策を実施した町内会とか事業所に対して認証するような制度を作ると徹底が進むと思うのですが、そういうのをお考えになっているかどうか。また、安全対策責任者、例えば、コンビニの中に安全対策責任者は〇〇です。といった顔写真が貼ってあるとか、そういうのを宮城県として認証するような制度などを明確にしていくと徹底ができるような気がするのですが。チェック表についても、これに基づいて指導を行うような安全対策指導員などをつくるようなお考えはあるのでしょうか。

○事務局

まず、認証制度についてですが、県の方ではまだ具体的にそのような検討はしてなかったのですが、他県ですが、京都府では、防犯モデル賃貸マンション認証制度を行っています。そのような流れにおきまして、県内では民間事業者の団体が、そういった防犯モデル賃貸マンション認証制度を始めようという動きをされているのを耳にはしています。県の方ではまだ具体的に認証制度について検討はしていませんので御意見を踏まえまして改めて検討させていただきたいと思います。

○大淵憲一会長

安全対策責任者のような方をおいたらどうかという御意見もありましたが。

○事務局

それにつきましては、店舗ごとに責任者の方が異動するということがありますので、県の方で全ての方を認証するというのは現実的には難しいところがあるのかなと思われま

○大淵憲一会長

県の方で機会があれば検討いただくということをお願いしたいと思います。他に御意見等ございますか。

○西條由紀子委員

すごく立派な指針ができて、とてもわかりやすく、参考になると思います。これは、どういう形で県民に配布するのでしょうか。

#### ○事務局

実際の配布につきましては、学校、幼稚園、小中学校、市町村、警察署などに配布しております。直接郵送させていただいたり、あるいはコンビニエンスストアですと関係機関に送らせていただいて、そこから各店舗等に送らせてもらったりしております。また、それだけでは全県民の方へなかなか行き渡りませんので、例えばこのリーフレットの裏面にありますが、県ホームページでも公開しており、「宮城 防犯指針」とインターネットで検索していただくと、自由にダウンロードできる形になっております。実際に冊子を全ての方に配るといのはなかなか難しいですが、こういった形でダウンロードできるということを様々な機会を通して広報させていただいて、県民の皆様のお手元に届くというような形で考えております。

#### ○西條由紀子委員

ダウンロードといっても、若い世代にはいいのですが、特に犯罪の標的になると言われている高齢者はIT関係というのは、まあ最近では高齢者でも凝っている方はいらっしゃるんですけど、やはりその辺は弱点になると思いますので、その辺は警察の方から個別訪問したときなどに注意とか、配布とかも含めてお願いできればなあという風に思います。

#### ○大淵憲一会長

今の件は、冊子自体は部数に限りがあるかもしれませんが、リーフレットはかなりあると思いますので、いろいろな機会に県民の方に配布していただければと思います。

#### ○佐々木昌英委員

只今、副会長から指摘がありました点について、我々防犯協会といたしまして、年間を通じて、安全・安心まちづくりのために犯罪抑止活動等を行っておりますが、その活動の一環として防犯講話や防犯教室を各地域や関係機関団体等を対象として実施しております。その際に、県の方で策定した防犯指針について説明し、その内容についても、こういう事業所ではこういう点に注意してくださいよ、という風に、具体的に我々の方から各地域の皆さんや事業所の皆さんに周知しております。こうした活動をする際には、県と連携し、県と防犯協会が協働して実施することも多々あります。ただ、冊子等の配布については、個人に対しても配布するということは財政的にも厳しい面があると思いますので、簡単な資料をもとにそうした活動を通じて周知・徹底に努めているということもありますので、参考までに。

#### ○八幡悦子委員

私はハーティ仙台でDVや性犯罪の相談や予防・啓発をしております。友人に70代の方の民生委員がいるのですが、一昨年、泥棒に遭いました。近所もほとんど老人で、昼夜出払っているときに遭いました。そこで昨年、警察の方の指導により木を切り払って見通しを良

くしました。また、月々多大なお金を払って防犯設備を設置し、出入りがとても面倒になりましたが、安心して暮らしております。認知症になっているお母様の金庫だったので何が盗まれたのか分からず、結局犯罪としては未遂となりました。きっと、犯人は何日も、ほとんど人通りがないことを観察して、準備をして長期間滞在していたのだと思います。できるだけ細かく現実的に町内会、民生委員の方の指導がないとなかなかピンとこない、身近な事件から反省しました。

もう一つ、私は高校生などにDVや性暴力、セクハラの予防啓発を行っているのですが、ある小学校の先生から防犯に関する研修をしてくれないかと言われました。地域の警察の生活安全課などに頼めば対応してくれるものなのでしょうか。

#### ○事務局

防犯指針の関係ですが、犯罪の起こりやすい危険な場所というのが、犯人が入りやすく、犯人の姿が見えにくい場所がまさしく危険な場所で、「ホットスポット」と言われています。どういったまちづくりをすすめていけばいいかといいますと、犯人が入りにくい、例えば塀をつけたり、あるいは塀であったところをフェンスに変えて犯人の姿が見えやすくしたりということで、犯人が入りにくく、見えやすい環境を進めることで犯罪被害に遭われる方を一人でも減らしていくとともに、そういった考え方をわかりやすく、例えば地域の防犯教室などを通じて、県民の皆様への周知を進めていきたいと思っております。

2点目の防犯教室についてですが、一般的に小学生や幼稚園の子どもに対しての防犯教室については、各警察署の生活安全課の少年警察補導員が行っておりまして、依頼があれば基本的には応じるような形になっております。

#### ○大淵憲一会長

確かに八幡委員の話はなるほどと思ったのですが、こうやって書いていても当事者として考えられないところがたぶんあるのだと思うので、そういうところを、ぜひいろんな機会でお話しいただければと思います。

#### ○鈴木亘委員

この指針づくりには私は参加できなかったので中身の詳細を把握はしていませんが、学校とか各種施設に周知をされているという中で、指針の周知と指針の活用が深まるというのは、また別な問題もあろうかと思えます。この指針がどのような効果をもたらしたかという検証をこれからどのようにやっていくかというお考えはあるのでしょうか。

#### ○事務局

指針を配っての検証というのは、具体的に想定はしていませんが、例えば配布先に直接聞いてみる、もしくはアンケートをとるなどしてバックデータをとるしかないかと思



ますが、現段階では、配布している先が多数なのでバックデータの取り方に検討は必要かと思われま

#### ○鈴木亘委員

確かに施設が広範囲に渡るので難しいというのは、その通りだと思います。自分の守備範囲だと、学校関係などは、各学校の担当者によってしまうという部分の実際にはあるかとも思うので、それをさらに乗り越えるような工夫をしていただければもっと効果が出ていいものになると思います。

#### ○千葉邦子委員

学校現場における者としてお話しさせていただきます。まずは、各種防犯指針については、わかりやすく、学校でも防犯や安全のマニュアルを作成し、毎年度見直しをしておりますが、これと重ねて、なお現在必要なものを確認していきたいと思っております。ありがとうございます。先ほどお話しがあった防犯教室については、私が今までいたどの学校も、防犯教室を生活安全課さんの御協力を得てやっているという学校がほとんどだと思います。学校でも、子どもたちの安全について県でも地域でも見守っていただいているところですが、夏休み中も、本校は全職員で各地区に分かれて巡視を行いました。その時に、空き家にうっそうと木が繁り、子どもたちの探検心をくすぐるようなところがあり、個人のお宅であり、難しいところもあるのですが、そういう課題もあるなあと感じているところです。そういうところも今後ご配慮いただけるとありがたいです。

#### ○大淵憲一会長

確かに宮城県も含めて東北地方で空き家問題というのが、防犯問題に関連して取り組むべき課題になるような気がします。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、次第の3（3）犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業平成29年度の実績について事務局から説明をお願いします。資料3ですが、かなりボリュームがありますが、一通り御説明いただいた上で、委員の皆様から質問・御意見をいただきたいと思

#### ○事務局

共同参画社会推進課の高橋と申します。（3）犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業（取組）の平成29年度の実績について、私から説明をさせていただきます。

申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。

はじめに、お配りしております「宮城県の安全・安心まちづくり」というタイトルのリーフレットをお開きいただき、現行の安全・安心まちづくり基本計画を御覧下さい。こちらに、現行計画の体系がまとめられております。「すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく安

心して暮らせるまちの実現」を目指したこの計画は、大項目中項目小項目の3層に系統立てておきまして、大項目にあたる9つの方向性と中項目にあたる23の推進項目、そして小項目にあたるイ・ロ・ハの部分の各種取組の部分があり、本日はこの小項目の平成29年度の実績についてご報告させていただきます。

なお、ご存じの通り、現行の計画は平成28年度に改定されており、方向性5、推進項目の(11)から(13)で多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応として特殊詐欺被害やインターネット等に起因する犯罪被害、違法薬物被害の防止について新たに追加されたほか、方向性7では、新たに推進項目(18)として防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進が追加されています。

このページをお開きいただいたまま、資料3を御覧下さい。資料3では、この体系に沿って、計画関連事業の昨年度の実績をまとめております。

時間の都合もございますので、ところどころかいつまんで説明させていただきます。

はじめに、資料3の1ページを御覧下さい。「推進項目(1) 県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」についてですが、推進方策イ「地域安全情報の提供」では、「地域安全情報の発信」として、「みやぎ Security メール」による、犯罪発生情報、防犯情報の発信や、防犯に関する各業界のネットワークを通じた情報提供を行っております。

次に、2ページを御覧ください。「推進項目(2) 安全・安心まちづくりのための環境の整備」ですが、推進方策ロ「安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成」では、犯罪のない安全・安心まちづくりリーダー養成講座として、防犯ボランティア活動の中心となるリーダーを養成するための講座などの取組を行っております。

次に、3ページを御覧下さい。「推進項目(3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進」ですが、推進方策イ「地域における各種活動団体等の連携、ネットワーク化の促進」では、「安全・安心まちづくりフォーラム」として、毎年、11月に安全・安心まちづくりに関するネットワークの構築を目的としたフォーラムを開催し、地域活動の事例紹介や、防犯パトロールに関する記念講演を行っております。

次に、4ページを御覧下さい。「推進項目(4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進」ですが、推進項目ロ「県民運動に向けた意識啓発」では、「安全・安心まちづくり広報啓発事業」として、子どもや女性の犯罪被害を未然に防止するためのリーフレットの作成及び小学校や高校・大学への配布や、ショッピングセンターでの防犯イベントの実施などにより、県民の防犯意識の向上を図っております。

次に、5ページを御覧下さい。「推進項目(5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進」で

すが、推進項目ハ「子ども110番の家等の設置促進とその活用」では、子ども110番の家の設置・促進に向けた連絡会議や駆け込み訓練などの取組を行っております。

昨年11月の安全・安心まちづくり委員会にて、子ども110番の家の実態などについて皆様から御意見をいただきました。昨年度末に市町村に対し、子ども110番の家の設置状況について照会し、回答を得ましたので、ここで御紹介させていただきます。

まず、子ども110番の家の所管機関はどこかということですが、全体の約77%の市町村が所管機関を把握しているのですが、残りの約23%は市町村では把握していないということでした。所管機関の内訳として、一番多かったのは市町村や警察署、小・中学校など、複数の機関で所管しているところでした。次に多かったのは、警察署・交番で所管しているところで7市町村、20%でした。次に多かったのが、小・中学校で所管しているところが6市町村、約17%でした。続いて市町村で所管しているのが3市町村、PTAで所管しているのが同じく3市町村という結果でした。

中でも、市で所管しているところの例として、岩沼市では、毎年「子ども110番の家ウォークラリー」を開催しています。子ども110番の家の存在を、子どもたちにいかに周知するかということが大事かと思いますが、このウォークラリーでは、児童が5人程のグループをつくり、地図を見ながらチェックポイントとなっている看板設置場所（店舗）を探すというゲームです。児童がチェックポイントに到着すると係員から看板の設置場所を教えてもらいます。その後、店舗内に入って店員さんとあいさつを交わし、チェックポイントに到着した証としてカードにシールを貼ってもらいます。その後、係員から防犯に関するクイズを出題してもらうというものです。楽しみながら子ども110番の家を覚えるという、とても有効な方法だと思いますので、御紹介させていただきました。

また、今年5月の新潟県の児童が殺害されるという痛ましい事件を受け、6月に政府が発表した「登下校防犯プラン」においても、「子ども110番の家・車」への支援等ということが掲げられておりますので、今後、より一層活用が求められるものと考えております。

実績の説明に戻りまして、7ページを御覧下さい。「推進項目（6）子どもに関する安全教育の推進」ですが、推進項目イ「子どもの健全育成」では、「消費生活出前講座」として、学校の授業等に講師を派遣し、生徒・教員等を対象に消費者教育や金銭教育を行っております。

次に8ページの「推進項目（7）子どもを守るためのインターネット・スマートフォン等の利用教育の推進」ですが、推進方策イ「子どもに対する情報モラル教育の推進」では、ネット被害未然防止対策事業として、インターネットの利用に係る情報モラルを身に付けさせるとともに、ネット上のいじめ問題等の未然防止のために掲示板やSNS等の監視を実

施しております。

次に、「推進項目（８）子どもを犯罪被害から守るための対策の推進」についてですが、「子どもを犯罪の被害から守る条例」が平成２８年１月から施行されており、先ほど「犯罪情勢」のところでも御説明いたしましたとおり、昨年１２月に条例施行後、初検挙されております。今後も、条例の趣旨や内容について週知を図るため、イベント等でのリーフレットの配布を行ってまいります。

次に、９ページの「推進項目（９）女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」ですが、推進方策ロ「女性が相談しやすい環境の整備」では、「性犯罪被害者支援事業」として、「性暴力被害相談支援センター宮城」において、性暴力被害者等への相談対応や関係機関へのコーディネート等の支援を行っております。今年度の取組になりますが、この相談窓口の周知広報としまして、８月１日から明日３１日まで、地下鉄南北線の車両内に広報ステッカーを掲出してあります。

次に、１０ページを御覧下さい。「推進項目（１０）地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策」ですが、推進方策イ「高齢者の見守り活動の推進」では、「安全安心まちづくりの推進」として、高齢者の集まる会合等での防犯講話の実施や、高齢者宅への振り込め詐欺撃退装置の貸与などを行い、特殊詐欺をはじめとする高齢者を狙った犯罪から守るための取組を行っております。推進方策ロ「障害者の見守り活動の推進」では、「施設における防犯力の強化」として、障害者支援施設等の職員向けに不審者対応訓練を実施し、施設における防犯力の強化に努めてあります。

次に、１１ページを御覧下さい。「推進項目（１１）振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止」ですが、この推進項目（１１）から（１３）は基本計画の改定の際に、新たに追加された項目です。

この項目の取組としましては、推進方策イ「特殊詐欺にあわないための啓発活動の推進」では、「特殊詐欺被害防止対策」として、特殊詐欺被害防止 CM の放送、注意喚起広報用ハガキを郵送するなど、注意喚起広報に取り組むほか、推進方策ロ「関係機関等との連携した被害の未然防止対策の推進」では、「特殊詐欺被害防止対策」として金融機関、コンビニエンスストア等における声かけなどの水際対策による被害未然防止を図るなど、様々な手段を活用して、巧妙化する特殊詐欺の被害に遭うことを防ぐための取組を進めてあります。

次に、１２ページを御覧ください。「推進項目（１２）インターネット・スマートフォン等の利用に起因する犯罪被害や人権侵害等の防止」ですが、推進方策イ「インターネット・スマートフォン等の安全な利用に向けた啓発活動の推進」では、「インターネット安全利用

推進事業」として青少年のインターネットの安全利用の啓発のためのフォーラムの開催、また、「サイバーセキュリティカレッジの実施」として主に小中学校を対象とした情報モラル等に関する講演などを行っております。

次に、「推進項目（１３）危険ドラッグをはじめとする違法薬物被害の防止」ですが、推進項目ロ「薬物乱用防止に向けた啓発活動の推進」では、「薬物乱用防止推進事業」として、特に若年層に対する啓発として、研修講師の派遣や、街頭キャンペーンの実施など、被害防止に努めております。

次に、１３ページを御覧ください。「推進項目（１４）安全な学校・通学路づくり」ですが、推進方策イ「学校等の施設の安全対策の推進」では、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として、学校や通学路で巡回、見守りをする学校安全ボランティアを養成するために県内各地で講習会などを継続して実施しております。

次に、１４ページを御覧下さい。この推進項目（１５）から（１８）までは主にハード面の環境整備であり、先ほど御説明しました「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」が基本となります。

「推進項目（１５）犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及」ですが、推進方策ロ「自動車・自転車の盗難防止対策の推進」では、「駐輪場の整備」として、駅前駐輪場を中心とした防犯カメラの設置の促進や、自転車の盗難を防ぐための街頭防犯キャンペーンの実施などの取組を行っています。

次に、「推進項目（１６）犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及」ですが、推進方策ロ「防犯モデルマンション認定制度等の導入促進」では、「犯罪に強い住宅街の整備」として、マンション関係機関等と連携し、防犯性能の高い住宅部品の普及促進や居住者に対する防犯情報の提供などの取組を行っております。

次に、１５ページを御覧ください。「推進項目（１７）犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及」ですが、推進方策イ「公共施設・商業施設等の多くの人々が利用する施設の防犯力の向上」では、「犯罪の防止に配慮した施設の普及」としてフランチャイズチェーン協会と連携したコンビニ強盗を始めとした各種犯罪に対する合同訓練などに取り組んでおります。

次に、「推進項目（１８）防犯カメラの適切かつ効果的な活用の推進」ですが、推進方策ロ「防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の支援」では、「防犯カメラの効果的な活用促進事業」として、「防犯カメラの効果的な活用促進シンポジウム」を開催し、行政関係者のほ

か、地域住民、企業等多様な主体が参加し、防犯カメラの効果的な活用について考える機会を設けました。

次に、16ページを御覧下さい。「推進項目(19)観光地・繁華街等の環境整備」ですが、推進方策イ「街の美観を著しく阻害する違法広告物、落書き等を許さない環境づくり」では、「街並み改善による環境浄化」として国分町クリーンアップ作戦等をはじめとした環境美化活動を定期的に行うなどしております。

次に、「推進項目(20)観光地における情報提供の充実」ですが、推進方策ロ「観光案内所等での安全情報の提供」では、「安全安心まちづくりの推進」として、駅や旅館、観光案内所への防犯ポスターの掲示やチラシの配布により、観光客に犯罪被害に遭わないよう注意を呼びかけ、安心して観光できる環境の整備に努めております。

次に17ページを御覧下さい。「推進項目(21)被災地の安全対策の推進」ですが、推進方策ハ「被災者のための相談窓口の充実」では、「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」として、被災地における配偶者やパートナーからの暴力に関する悩みについて、面接相談を行いました。

次に、「推進項目(22)被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進」ですが、推進方策イ「被災地の新たなまちづくりにおける犯罪の起きにくい環境づくりの推進」では、「すばらしいみやぎを創る運動」として、被災地の環境美化のため、みやぎ花のあるまちコンクールを開催し、表彰を行うなどにより、被災地における住民のふれあい促進や地域コミュニティの環境整備などを行っております。

最後に、「推進項目(23)被災地における子どもの安全・安心の確保」ですが、推進方策イ「被災地における子どもの見守りの推進」では、「地域防犯サポーター」として、仮設住宅における犯罪被害防止活動を推進する方々の委嘱の推進などにより、被災地における子どもが安全に安心して暮らせる環境の整備を進めています。

以上、駆け足になってしまいましたが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成29年度の実績の説明は以上です。

○大淵憲一会長

県としてはたくさんの方々の事業を実施しておりますが、今御説明いただいたのは一部ですが、資料を御覧いただいてもう一度説明を伺って、何か御質問・御意見がありましたらお願いします。

○佐藤善子委員

10ページの高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進、推進方策イの「高齢者の見守り活動の促進」の消費生活相談事業に関わることだと思っておりますが、直接こちらに記載はありませんが、消費生活サポーターの養成講座について、今現在、サポーターはどれくらいの方がいるのか、また、活動内容の具体例として、身近な地域での消費者トラブルやニーズを消費生活センターへ情報提供するという内容が盛り込まれていると思っておりますが、実際、サポーターの方が消費生活センターへ情報提供するというのはどれくらいの件数があるのか教えていただきたいのですが。

○消費生活・文化課

今の御質問にお答えしたいと思います。消費生活サポーターにつきましては、平成27年度から制度を始めておまして、29年度末で180の団体と個人の方に委嘱を申し上げております。実際にどういう報告があるかということなのですが、毎回ご報告をいただいているわけではないですが、ご自分で周知を図るためのチラシを作っていたり、県の方からお配りしました毎月作成しているリーフレットを身の回りの方に配っていただいたりとかという活動をしていただいております。

○本郷昌孝委員

資料の16ページの推進項目(20)に外国人観光旅行者への地域安全情報の提供とありますが、今、29年度の取組ということでの報告でしたが、宮城県観光連盟でも外国人向けのホームページ、今まで情報量が少なかったのですが、まもなく多言語対応を今月から来月にかけて、新しく情報を発信する予定ですので、今まで以上に外国人向けの情報発信も行っていく予定であります。

○齋藤浩美委員

今回から追加していただいた項目で、振り込め詐欺などの特殊詐欺の防止で注意喚起広報用のハガキを配ったということなのですが、このような取組はかもめーるをうまく活用してお送りいただいたものですから、くじの当選番号の発表日まで手元に取っておくとか、(壁などに)貼っておくとかできると思います。今年からの取組だったのでしょうか。大変有効だと感じましたので、今後とも一人一人の手にこのようなものが配られることは、リーフレットなどを使用した説明よりも経費のかかるものではあると思いますが、地道な広報活動として大変評価できると思います。

○大淵憲一会長

これは今後も継続されるものなのでしょうか。

○県警本部

昨年は8,000名に対してハガキを送っています。これは、警察の方で振り込め詐欺グループから押収した名簿に載っている人に対して行っております。宮城県は昨年約8,000名の情報がきましたので、その方に対してハガキを送っております。ですから、名簿に載っているの注意してくださいということで、本当は一人一人に直接行けばいいのですが、実際に会うのは困難です。ハガキであれば手元に残るので、頭に残るのかなど。残念ながら、今年度は予算がなくてできておりません。ただし、各警察署によっては、かもめーるを使った注意喚起を行っているところもあります。

○八幡悦子委員

質問ではなく、担当させていただいているハーティ仙台のことの補足を申し上げます。

9ページの夜間・休日DV電話相談事業、これを委託運営しております。この相談が増えました。日曜日が月2回だけだったのですが、実施時間を短く減らして毎週日曜日、土曜日、木曜日の夜に変更になりました。やはり、各町からDVの相談が来ているというのが実感です。

もう一つは、17ページの推進項目(21)、ハ「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」環境生活部、内閣府主催の面接です。関わらせてもらいこれは終了しました。別件で県の保健福祉部から被災地のDV予防啓発の委託を受けております。もともと登米市や大河原町で面接を行っていたのですが、富谷市、石巻市とあちこちで行うようにしました。そうしましたら、予約がどんどん入ってきております。もちろん、地方にも相談員がいますが、仙台から行って、地元とは別な人が面接をするというニーズがやはりあります。こんなこともわからなかったのか、と思うことが多々あります。県の全域に行くという意味を感じています。また、若者や子どもたちにネットの影響がすごく出てきていて、DV、望まない妊娠の深刻な相談が増えています。それらのきっかけがネットです。私たちもネットとかそういうところにアプローチしていかないとと思っているところです。

○大淵憲一会長

具体的なお話をありがとうございました。県の委託事業を受けて行っているものもありますので、来年度の集計の際にはこの資料に入れていただきたいと思います。

○藤澤美子委員

(防犯指針について)すばらしい冊子ができていいかなあと思ったのですが、一般の人が自分の関係するところを探すのはしんどいかなという印象を受けました。先ほど、インターネットで掲載しているとの話がありましたが、地域の役員さん、PTAの方、事業者の方が参考になる項目があるのですが、その項目を探さなくてはならないので、例えば、地区長さん



に見てもらいたい項目，というような，ヒットするワードが出ていたりすると検索しやすいと思います。そこから，こんなチェックしてみませんか，というような感じになってくるとより具体的で使いやすいものになっていくと思います。せつかくこれだけの計画を立ててすごくいいことをやっているのです，せめて地区の役員さんぐらいまでおりにくるよう，1カ所ではなく，いろんなどころからそれが来ればいいのかないかなと思いました。

また，ハガキの話がありました，松島町でも，「住んでいる皆さんへ」のような宛名で，個人名ではないのですが，ハガキの下にスポンサーなのでしょうね，ホテル名なんか書いてあったので，それも一つだったのかなと齋藤委員の話を聞いて思いました。

#### ○事務局

防犯指針のことにつきましては，委員のおっしゃる通りだと思いますので，検索の方法を工夫するとか，現在は6つの指針を全て1冊にしているのですが，予算の関係もあります，児童等の安全であれば児童等の安全の確保のための指針のみで作るとか，あるいは今のところ，データの形状も，防犯指針を全て一括で載せているのですが，そこを例えば，マンションの管理者さんであれば住宅等に関する指針見てくださいとか，学校関係者であれば，児童等の安全の確保のための指針を見てくださいとかというように，必要な情報をピックアップして，載せるというような見せ方の工夫が必要だと思われるので，事務局の方でよりよい方法を考えていきたいと思っております。

#### ○菅原理意子委員

話が違う方向になってしまうのですが，資料3の10ページの高齢者の見守り活動のところなのですが，実は私，家庭裁判所で認知症の方たちの後見人選任にも携わっております。身寄りのない認知症の方について，地域の役員や民生委員の方たちから地域包括センターや市町村に連絡が行き，必要に応じて後見人についても考えてくれています。孤独死などにならずにその後のケアが受けられていることがたくさんあり，そのような方たちの活動が実を結んでいるのかなあと思ひ，本当にありがたいと思っております。

#### ○大淵憲一会長

防犯に限らず，地域での高齢者の方たちへの支援の活動ということでご報告いただきました。それでは，実績報告についての御質問等は以上となります。どうもありがとうございました。それでは事務局の方にマイクをお返しします。

#### ○司会

大淵会長，長時間に渡りまして議長をお務めいただき，ありがとうございました。

続いて，次第の4のその他でございますが，本日の次第の中で，改めて御質問や御意見等ございましたら挙手の方をお願いいたします。

また、本日の議題にかかわらず、安全・安心まちづくりに関して委員の皆様へ情報提供したい事項等がございましたらこの機会にお願いいたします。

(意見等特になし)

なお、はじめに後藤部長より申し上げましたが、今回で現任期委員での会議は最後となります。2年間、大変お世話になりました。

以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。

ありがとうございました。